

〈電子マニフェストシステム(愛称: J W N E T)の加入申込み〉

—— 事業者のマニフェスト事務の効率化のために ——

※ 改正廃棄物処理法が、平成29年6月9日に成立し、6月16日に公布されました。この改正により、多量の産業廃棄物を生ずる事業所を設置している者として環境省令で定める者(年間50 t以上の特別管理産業廃棄物を排出する事業所)が産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合には、電子マニフェストの登録を行わなければならないこととなります。

なお、義務化は、平成32年4月1日から施行されます。(改正廃棄物処理法第12条の5、同法附則第1条第2号、廃棄物処理法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令第1条)この機会に、電子マニフェストの導入を是非ご検討ください。

1 申込み方法

(公財)日本産業廃棄物処理振興センターホームページのWeb申込フォームから申込みしてください。

2 利用料金

(1) 排出事業者

利用区分	A料金	B料金	少量排出事業者 団体加入料金 (C料金)
基本料 (1年間)	25,920円	1,944円	不 要
使用料 (登録情報1件につき)	10.8円	(90件まで無料) 21.6円	21.6円
利用区分の日安と なる年間登録件数	2,401件以上	2,400件以下	—

排出事業者の加入単位 任意(排出事業場単位または排出事業場を管轄する本社、支店、営業所単位など)

(2) 収集運搬業者

(3) 処分業者

利用区分	(2) 収集運搬業者	(3) 処分業者		
		処分報告機能のみ ※1	処分報告機能-2次登録機能 ※2	
		A料金	B料金	
基本料 (1年間)	12,960円	12,960円	25,920円	12,960円
使用料 (登録情報1件につき)	—	—	10.8円	(90件まで無料) 21.6円
利用区分の日安と なる年間登録件数	—	—	1,381件以上	1,380件以下

※1 処分終了報告、最終処分終了報告を行う機能のみの料金です。

※2 上記1の機能と併せて、中間処理後の残さを電子マニフェスト登録(2次マニフェスト登録)する機能の料金です。

収集運搬業者の加入単位

任意(業者単位で加入、1業者の複数加入も可能)

処分業者の加入単位

処分事業場単位(同一敷地内に中間処理施設及び最終処分施設がある場合、1事業場とすることも可能)

3 問い合わせ先

(公財)日本産業廃棄物

処理振興センター

ホームページアドレス

<http://www.jwnet.or.jp/jwnet/>

サポートセンター

電話：0800-800-9023

(フリーアクセス、通話料無料)

※ I P 電話等フリーアクセスがご利用できない場合は、03-5275-7023までおかけください。

岐阜県内の加入状況

平成30年7月1日現在

加入区分	加入者数
排出事業者	4,098
収集運搬業者	319
処分業者	169
合 計	4,586

電子マニフェスト操作体験セミナー[岐阜会場]

下記のとおり「電子マニフェスト操作体験セミナー」が開催されますので、お知らせします。

記

- ① 開催日時 第1回 平成30年8月1日(水) 午後1:30～3:30
【受付開始日 平成30年6月8日(金)から⑦により申込みできます。】
第2回 平成30年11月30日(金) 午後1:30～3:30
【受付開始日 平成30年10月31日(水)からの予定です。】
- ② 会場 ソフトピアジャパン、ドリームコア実習室2(4階)
- ③ 定員 24名(定員になり次第、申込受付は終了となります。)
- ④ 参加料 無料
- ⑤ 内容 ・排出事業者の操作 ・収集運搬者の操作
・処分業者の操作 ・共通の操作
- ⑥ 問い合わせ先 ・(公財)日本産業廃棄物処理振興センター(JWセンター)
HPアドレス <http://www.jwnet.or.jp/jwnet/>
サポートセンター TEL 0800-800-9023(フリーアクセス)
- ⑦ 申込方法 JWNETの「JWNET導入説明会」、「操作体験セミナー」から申込をお願いします。

産業廃棄物管理票(マニフェスト)等の購入について

【産業廃棄物管理票(マニフェスト)の購入方法】

○協会事務局で直接購入する場合

窓口にて購入申込書に必要事項を記入していただき、現金と引き換えで購入してください。

○発送を希望する場合

次ページの「産業廃棄物管理票(マニフェスト)購入申込書」に必要事項をご記入の上、FAXで送信をしてください。

申込書の記載内容を確認後、翌営業日(土日祝日を除く)に発送します。ただし、協会の行事、諸事情によりご希望に添えない場合がありますので、ご了承ください。

産業廃棄物管理票代金及び送料は発送の際に同封する「払込取扱票」により、到着日を含め10日以内にゆうちょ銀行(郵便局)へお振込みください。なお、振込手数料は無料です。

○送料について

会員は無料、非会員は購入者の負担となります。

非会員は、産業廃棄物管理票代金と共に送料をお振り込みいただきます。

詳細につきましては、事務局までお問い合わせください。

【産業廃棄物管理票(マニフェスト)の書き方等の小冊子の購入方法】

産業廃棄物管理票((公社)全国産業資源循環連合会発行)、建設系廃棄物マニフェスト(建設六団体副産物対策協議会発行)の書き方等の小冊子を希望される方は、次ページ「産業廃棄物管理票(マニフェスト)申込書」の冊子欄に数量をご記入ください。マニフェストと同送いたしますので、マニフェスト代金と併せてお支払いください。

(一社)岐阜県産業環境保全協会 御中

FAX 058-272-6764

* No, _____ ~ _____

* No, _____ ~ _____

産業廃棄物管理票（マニフェスト）購入申込書

次のとおり購入しますので申し込みます。

(単票1箱=100セット入、連続票1ケース=500セット入)

管理票（マニフェスト）の区分	種類	単価(円)	数量
産業廃棄物管理票【直行用】7枚綴り 公益社団法人全国産業資源循環連合会 発行	単票	2,500	箱
	連続票	12,500	ケース
産業廃棄物管理票【積替用】8枚綴り 公益社団法人全国産業資源循環連合会 発行	単票	2,500	箱
	連続票	12,500	ケース
建設系廃棄物マニフェスト 7枚綴り 建設六団体副産物対策協議会 発行	単票	2,500	箱
	連続票	12,500	ケース

※(公社)全国産業資源循環連合会 平成30年4月1日改称 (旧(公社)全国産業廃棄物連合会)
※建設系廃棄物マニフェストは、(一社)岐阜県建設業協会においても購入できます。

次のとおり産業廃棄物管理票書き方の小冊子を申し込みます。

産業廃棄物管理票(公益社団法人全国産業資源循環連合会発行) 【直行用・積替用】の「マニフェストシステムがよくわかる本」	A4版 46ページ 1冊 320円(実費)	冊
建設系廃棄物マニフェスト(建設六団体副産物対策協議会発行)の「建設系廃棄物マニフェストのしくみ」	A4版 34ページ 1冊 170円(実費)	冊

平成 年 月 日 千 一

住 所

会 社 名

代表者氏名又は

取扱責任者氏名

*事務局記入欄

支払 方法	発送 払込No
	窓口 現金
整 理	

電 話 番 号

F A X 番 号

(注) *印の欄は、記入しないでください。

2018. 6

○保全協Newsについて

平成30年4月6日(第185号)、5月15日(第186号)及び6月28日(第187号)で会員の皆様にお知らせした内容は次の項目です。

(第185号)

- 1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律等の施行について
 - * 【施行期日】①改正法の施行期日は、平成30年(2018年)4月1日としたこと。
②ただし、情報処理センターへの登録及び報告期限等に係る規定は、平成31年(2019年)4月1日とし、電子マニフェストの一部義務化等の規定は平成32年(2020年)4月1日等としたこと。
- 2 産業廃棄物管理票交付等状況報告書の様式の変更のお知らせ
 - * 【主な内容】平成30年報告分(平成39年6月30日までに排出事業者から提出する平成29年度に交付した産業廃棄物管理票交付等状況報告書)から、報告様式がこれまで使用されてきた「岐阜県様式」から廃棄物処理法施行規則第8条の27及び規則様式第三号に定められている所定の様式に統一することとなったこと。
- 3 平成30年度全国安全週間の実施に伴う協力依頼について
 - * 【主な内容】平成30年3月20日付けで厚生労働事務次官から(公社)全国産業廃棄物連合会長あてに「平成30年度全国安全週間実施要綱」に基づき、平成30年7月1日から7月7日までを安全週間として労働災害防止の全国活動が行われることとなった旨の通知があったこと。

(第186号)

- 1 「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」の改訂について
- 2 平成30年度「全国ごみ不法投棄監視ウィーク」の実施について
- 3 行政処分の指針等について(小冊子)
 - * 【主な内容】平成30年3月30日付け環循規発第18033028号各都道府県・各政令市産業廃棄物行政主管部(局)長あて環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課長「行政処分の指針について(通知)」、平成30年3月30日付け環循規発第18033029号各都道府県・各政令市産業廃棄物行政主管部(局)長あて環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課長「産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業並びに産業廃棄物処理施設の許可事務等の取扱いについて(通知)」、平成30年3月30日付け環循規発第18033022号各都道府県・各政令市産業廃棄物行政主管部(局)長あて環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課長「産業廃棄物処理業者及び特別管理産業廃棄物処理業者に係る許可番号等取扱要領について(通知)」
- 4 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律等の施行について
 - * 【主な内容】・電子マニフェストの使用の義務付け(法第12条の5第1項等)
 - ・以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の創設(法第12条の7等)
 - ・有害使用済機器の保管等に関する届出制度の創設(法第17条の2等)
 - ・感染性廃棄物の対象施設に「介護医療院」を追加(施行令別表第1)
- 5 岐阜県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部改正について
 - * 【主な内容】・第12条関係(最終処分場終了届出台帳)の条文整理。

(第187号)

- 1 平成30年度産業廃棄物処理実務者研修会ー基礎コースーの開催について

* (公社)全国産業資源循環連合会主催の講習会で継続学習制度(CPD S)に認定されています。来年2月17日(日)に開催される平成30年度産業廃棄物処理検定の対策としても役立ちます。

7月11日(水)から来年2月5日(火)まで全国11会場で開催されます。【参考：8月24日(金)滋賀県会場、10月15日(月)：重慶会場】

2 平成30年度産業廃棄物処理業従事者能力アップセミナーの開催について

* (公社)全国産業資源循環連合会主催の講習会で継続学習制度(CPD S)に認定されています。来年2月17日(日)に開催される平成30年度産業廃棄物処理検定の対策としても役立ちます。

【営業コース：愛知会場】10月30日(火)・31日(水)

【現業管理コース：愛知会場】11月13日(火)・14日(水)

場所は、両コースとも名古屋市中企業振興会館(吹上ホール)4Fです。

3 優良産廃処理業者認定制度の事業の透明性に係る基準について

*平成30年6月8日付(環循規発第1806081号)環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課長から各都道府県・政令市廃棄物主管部長あて通知です。

公表事項の更新頻度のうち「一年に一回以上」の解釈等について基準が示されました。

事務局からのお願い

※会員各位

○社名・代表者職氏名・所在地・電話番号・FAX番号に変更が生じた場合は、事務局へFAXにてご連絡ください。

○ホームページを開設された場合は、ホームページのアドレスを事務局へFAXにてご連絡ください。

○電子マニフェストに加入された場合は、電子マニフェスト加入証の写しを、事務局へ送付ください。

※正会員(処理業者)各位

○社名・代表者職氏名・所在地に変更が生じた場合は、該当する許可証の写しを事務局へ送付ください。

○岐阜県・岐阜市許可区分及び岐阜県・岐阜市許可品目の追加、削除等が生じた場合は、該当する許可証の写しを、事務局へ送付ください。

○許可を更新された場合は、該当する許可証の写しを事務局へ送付ください。お手数ですが、許可の年月日から20日以内をお願いします。

○優良認定を受けられた場合は、該当する許可証の写しを事務局へ送付ください。お手数ですが、許可の年月日から20日以内をお願いします。

夏季休業(8月13日(月)~15日(水))について

旧盆の時期には、大半の会員企業が休業とされていることから、当協会の事務局でも事務所を閉じさせていただきます。

今年は、8月13日(月)・14日(火)・15日(水)の3日間を夏季休業日とさせていただきますのでご理解、ご協力をお願いいたします。